

WEBで  
手軽に!

お見積り・お申し込み・ご相談方法

郵送で  
しっかり!

# 家計の見直しを保障から。

ひとの保障

## こくみん共済

手頃な掛金で幅広いリスクに備える

WEB

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



コチラから!

こくみん共済 検索

いへの保障

## 住まいる共済

家計にやさしい安心の備え

WEB

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



コチラから!

住まいる共済 検索

くるまの補償

## マイカー共済

掛金を抑えた手厚い補償

WEB

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は

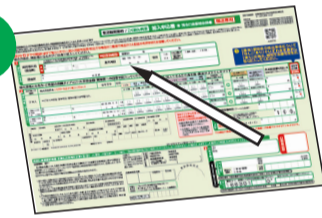


コチラから!

マイカー共済 検索

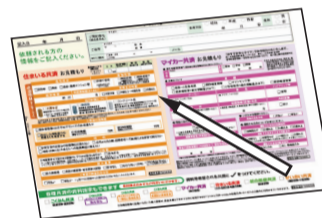
郵送

同封の  
申込書  
でお申し込み



郵送

P.6の見積依頼書  
でお見積り



窓口で  
相談したい方は

最新の営業状況等  
については二次元コード  
からご確認ください。



山形県の  
共済ショップは  
コチラ!  
公式キャラクター ビットくん(山形県)

ぜひお近くの **共済ショップ** へ!  
ささいなことでもお気軽にご相談ください。

対面で  
わかりやすく!

人・家・車の保障、  
資産形成がまとめて  
相談・契約できます!



●共済ショップ 山形店  
〒990-0827 山形市城南町1-18-22

●共済ショップ 新庄店  
〒996-0084 新庄市大手町5-6

●共済ショップ 米沢店  
〒992-0012 米沢市金池3-2-7

●共済ショップ 長井店  
〒993-0006 長井市あら町5-36

●共済ショップ 酒田店  
〒998-0851 酒田市東大町2-6-8

●共済ショップ 鶴岡店  
〒997-0033 鶴岡市泉町8-73

お電話で  
相談したい方は

専門オペレーターが保障の疑問・質問に丁寧にお応えします。 [受付時間] 9:00~18:00 (日・祝日・年末年始を除く)

※上記受付時間は変更となる場合がございます。 ※お問い合わせの際は下記の広告番号をお知らせいただき、おかけ間違いのないよう電話番号をもう一度ご確認ください。

こくみん共済 [広告番号 720560] 住まいる共済 [広告番号 720660]

マイカー共済 [広告番号 720661]

☎ 0120-220-220

☎ 0120-080-359

ご自宅から  
相談したい方は

ご自宅からお気軽に  
保障の相談ができます。

**無料** オンライン相談

- ①パソコン・スマートフォンでOK
- ②カメラのON/OFF選択可能
- ③都合のいい時間にご予約

※通信料はお客様負担となります。

詳細や  
ご予約は  
コチラ



※このチラシに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

配布に関するお問い合わせは  
右記へお願いします。

株式会社アオバヤ  
〒981-3201 宮城県仙台市泉区泉ヶ丘3丁目19-5

☎ 0120-311-502 [受付時間] 平日/9:00~18:00 (土・日・祝日および年末年始を除く)

7225V041 (26.05.985.890.FP)

# こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

〈山形県版〉 こくみん共済 NEWS 7225V041

ひと・いえ・くるまの「もしも」に備える  
保存版  
**備活**  
BIKATSU  
応援BOOK

今日も、未来も、毎日も。



公式キャラクター  
ビットくん

ひとの保障

こくみん共済 P1

いへの保障

住まいる共済 P3

くるまの補償

マイカー共済 P4

## 将来・もしも・今の暮らしの豊かさ、全部にこだわる保障

こくみん共済

手堅い資産形成+保障  
一時払い終身生命

万が一に備え  
ながら資産形成

詳しくはこちら!



終身生命共済

例えば... 男性(満40歳) ●死亡共済金:500万円

※契約発行日2025年4月以降、災害・災害死亡特約付帯なしの場合

加入時 掛金額 (一時払) **3,624,250円**

20年後 解約<sup>\*</sup>返戻金 **4,123,400円**

支払った額よりも約**49.9万円**多く戻ってきます!

※解約返戻金の額は契約ごとに異なります。

詳細は二次元コードからWEBで、または冊子P.6の資料請求にチェック! (ご注意ください)資料請求はWEB・郵送・お電話で、お申し込みは裏面記載の共済ショップでできます。※同封の加入申込書からはお申し込みできませんので、ご注意ください。

こくみん共済

将来の資産形成+保障  
ねんきん

安定した老後  
生活への備え

詳しくはこちら!



個人年金共済

例えば... 女性(満35歳) ●掛金(月払い):16,360円の場合

【家族年金・重度障害年金付帯型1口+基本型2口加入】

●加入年齢:女性/満35歳 ●年金受取期間:15年 ●年金開始年齢:満60歳 ●掛金払込期間:25年

●給付の型:定額型 ●契約年金額(口数):36万円(3口) ●掛金の払込方法:月払

25年間の掛金払込総額 **4,908,000円**

返戻率<sup>\*</sup>  
約**110.0%**

受取累計額 **5,400,000円**

毎年**36万円**、月平均3万円の年金を15年間受け取れる!

※返戻率は契約ごとに異なります。

未来をつくる、今を守る  
**保障相談**  
キャンペーン

2026 6/1 ▶ 7/31金

期間中に共済ショップにて  
新規加入された方へ  
地球にやさしい  
セルロースふきん または  
エコジパック 5枚BOX プレゼント!



期間中に共済ショップにて  
住まいる共済の  
お見積りをされた方へ  
**防災セットプレゼント!**

※掲載の画像はイメージです。 ※車状況によっては、他のノベルティをお渡しする場合がございます。

お近くの共済ショップは裏面をチェック!

●こちらに記載の内容は共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご契約のしおりを必ずご確認ください。

こくみん共済  
全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

北海道・東北統括本部

たすけあいから生まれた保障の生協です  
「こくみん共済 coop」は常利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の増えと安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

■新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資金が必要ですが(生活協同組合連合会のために10口(1,000円)以上の出資をお願いします)。



**契約件数 490 万件**  
2025年5月時点

# みんなの安心を支える保障

## こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

### 備活 応援

こくみん共済の魅力

**簡単お手続き**  
医師の診断は不要。  
加入のお手続きも簡単です。

**手頃な掛金**  
たすけあいの保障だから、確かな安心を手頃な掛金で。

**割り戻し金**  
決算で余剰が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻しします。

### 日帰り入院から死亡まで幅広く備える保障

**総合 保障タイプ** 加入できる方 月々の掛金 ▶ **1,800円** 満18歳～満64歳の健康な方

保障内容	保障期間	総合保障タイプ20歳 満18歳～最高満60歳	総合保障60歳タイプ20歳 満60歳～最高満65歳
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故	日額 5,000円	日額 4,000円
	不慮の事故	日額 3,000円	日額 3,000円
	病気等 ※1	日額 2,000円	日額 1,500円
通院 1日目から最高90日分 ※4	交通事故	日額 1,000円	日額 1,000円
	不慮の事故等	540万円～24万円	135万円～6万円
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故	360万円～16万円	90万円～4万円
	不慮の事故等	400万円	100万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故	1,200万円	300万円
	不慮の事故等	800万円	200万円
	病気等	400万円	100万円

※満60歳以降にご加入の方は、総合保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

### 先進医療にも備える充実の医療保障

**医療 保障タイプ** 加入できる方 月々の掛金 ▶ **2,300円** 満18歳～満64歳の健康な方

保障内容	保障期間	医療保障タイプ20歳 満18歳～最高満60歳	医療保障60歳タイプ20歳 満60歳～最高満65歳
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 10,000円	日額 6,000円
	先進医療 ※2	最高 1,000万円	最高 500万円
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	交通事故・不慮の事故等	6万円	3万円
	放射線治療 ※3 診療報酬点数が算定された放射線治療等	6万円	3万円
通院 ※4 1日目から最高90日分	交通事故を除く不慮の事故による通院は通院して14日以上の通院をした場合が保障の対象となります。	日額 2,000円	—
	交通事故・不慮の事故等	50万円	20万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等・病気等	50万円	20万円

※満60歳以降にご加入の方は、医療保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

### 80歳まで加入できる、一生涯つづく安心の医療保障

終身保障は1歳でも早めの加入がおすすめです!

#### 終身医療 保障タイプ

加入できる方 月々の掛金 ▶ **1,400円** 満15歳～満80歳の健康な方

保障内容	保障期間・掛金払込期間	終身(一生涯保障)
特約 先進医療 ※2	入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実額	最高 1,000万円 (通算1,000万円)
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高60日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 5,000円 (通算1,000日まで)
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		5万円
放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	5万円

#### 先進医療 特約 あり月掛金表

加入年齢(男)	男性	女性	加入年齢(女)	男性	女性
15	1,460	1,480	29	1,970	1,950
16	1,490	1,510	30	2,020	1,990
17	1,520	1,540	31	2,070	2,030
18	1,550	1,570	32	2,120	2,070
19	1,580	1,600	33	2,170	2,110
20	1,610	1,630	34	2,230	2,150
21	1,650	1,670	35	2,290	2,200
22	1,680	1,700	36	2,360	2,240
23	1,720	1,740	37	2,420	2,290
24	1,760	1,770	38	2,490	2,350
25	1,800	1,810	39	2,560	2,400
26	1,840	1,840	40	2,640	2,460
27	1,880	1,880	41	2,720	2,510
28	1,930	1,920	42	2,800	2,570
			43	2,880	2,640
			44	2,970	2,700
			45	3,060	2,770
			46	3,160	2,850
			47	3,260	2,920
			48	3,360	3,000
			49	3,460	3,090
			50	3,580	3,170
			51	3,690	3,260
			52	3,810	3,360
			53	3,930	3,460
			54	4,060	3,560
			55	4,190	3,670
			56	4,330	3,790
			57	4,470	3,910
			58	4,620	4,030
			59	4,770	4,160
			60	4,920	4,300
			61	5,080	4,440
			62	5,240	4,580
			63	5,400	4,730
			64	5,560	4,880
			65	5,730	5,040
			66	5,900	5,210
			67	6,080	5,390
			68	6,260	5,570
			69	6,460	5,760
			70	6,660	5,960
			71	6,870	6,160
			72	7,090	6,380
			73	7,330	6,610
			74	7,580	6,850
			75	7,830	7,090
			76	8,100	7,350
			77	8,380	7,610
			78	8,680	7,880
			79	8,980	8,170
			80	9,310	8,460

※先進医療特約は任意付帯です。また、先進医療特約の共済期間は10年(自動更新することで一生涯保障)です。

〔注〕「終身医療保障タイプ」および「終身医療保障引受基準緩和タイプ」はいずれか1つしか加入できません。また、「終身医療5000」「終身医療3000」「終身医療追加2000」にすでに加入している場合、「終身医療保障タイプ」に追加加入できません。

#### 終身医療 保障引受基準緩和タイプ

健康に不安のある方へ。詳しくは資料をご請求ください。

“加入条件が緩やか”な一生涯の医療保障。

### 0歳から加入できる、お子さまの総合保障

**こども 保障タイプ** 加入できる方 0歳～満17歳の健康な方 月々の掛金 ▶ **1,200円**

保障内容	保障期間	0歳～最高満18歳	満18歳～
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高365日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 5,000円	日額 5,000円
	入院時諸費用サポート 入院共済金が支払われる場合プラスしてお支払いします。	入院保障は、合わせて日額1万円	
骨折・腱の断裂・関節の脱臼 ※7	交通事故・不慮の事故	5万円	入院中 5万円 外来 2.5万円
手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		5万円	5万円
放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	5万円	5万円
通院 1日目から最高90日分 ※4	交通事故・不慮の事故等	日額 2,000円	300万円
扶養者である契約者の死亡・重度障がい	病気等 (免責1年)	10万円	10万円
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	90万円～4万円	200万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等	200万円	100万円
	病気等	100万円	100万円

① 契約締結後は健康状態にかかわらず医療20日、終身医療受給20日に継続できます。② 手術後が健康状態にかかわらず医療10日に自動移行します。詳しくは契約書をご覧ください。

サポートサービス **相談無料** こくみん共済 こども相談室

育児の悩みから進路相談まで、子育て・教育のエキスパートがメールで直接お答えします。

### 健康状態にかかわらず加入できる、けがの保障

**傷害 タイプ** 加入できる方 健康状態にかかわらず 0歳～満79歳の健康な方 月々の掛金 ▶ **1,000円**

保障内容	保障期間	傷害タイプ 0歳～最高満60歳	傷害60歳タイプ 満60歳～最高満80歳
入院・通院 ※4 入院または5日以上の通院をしたとき	交通事故・不慮の事故	部位・症状別★ 18万円～0.75万円	部位・症状別★ 18万円～0.75万円
	通院5日未満で治療が完了したとき	1事故につき 3,000円	1事故につき 3,000円
長期入院 90日以上、180日以上連続した入院(1回の入院)のとき	交通事故・不慮の事故	(最高36万円) 各18万円	(最高10万円) 各5万円
携行品に損害が生じたとき ※8 (国内のみ)		最高30万円(免責1万円)	—
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	450万円～20万円	225万円～10万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等	500万円	250万円

※満60歳以降にご加入の方は、傷害60歳タイプ(保障期間満60歳～最高満80歳)の保障内容になります。

★ 傷害タイプ 部位・症状別傷害共済金 支払額(抜粋)

部位	症状	骨折または脱臼	打撲、擦傷、挫傷または捻挫	熱傷	神経の損傷または断裂
頭部	頭部	97,500円	7,500円	15,000円	180,000円
	顔部	120,000円	7,500円	15,000円	60,000円
手指を除く上肢	手指を除く上肢	52,500円	7,500円	7,500円	60,000円
	手指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円
足指を除く下肢	足指を除く下肢	97,500円	7,500円	7,500円	60,000円
	足指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円

### 65歳から備える医療保障

**シニア医療 保障タイプ** 加入できる方 満65歳～満69歳の健康な方 月々の掛金 ▶ **2,000円**

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満80歳
入院 1日目から最高180日分	日帰り入院も保障	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 2,500円
	手術 ※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		1万円
放射線治療 ※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	1万円	1万円
障がい 3級の一部～14級 ※5	交通事故・不慮の事故等	36万円～1.6万円	50万円
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等	50万円	10万円
	病気等	10万円	10万円

保障内容が異なります。保障期間が異なります。

### 65歳から備えるトータル保障

**シニア総合 保障タイプ** 加入できる方 満65歳～満69歳の健康な方 月々の掛金 ▶ **2,000円**

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満85歳
入院 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※1	日額 1,500円	—
	障がい 3級の一部～14級 ※5	90万円～4万円	—
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5	交通事故・不慮の事故等	170万円	70万円

保障内容が異なります。保障期間が異なります。

### がん保障 プラス

加入できる方 満18歳～満49歳の健康な方 月々の掛金 ▶ **1,400円**

保障内容	月々の掛金	保障期間	満18歳～最高満60歳	～最高満65歳
『がん』と診断	1,400円	悪性新生物(生後をはじめて診断・1回限り) ※9	100万円	100万円
		上皮内新生物(2年に1回を限度) ※10	10万円	10万円
『がん』で入院 ※11	支払日数は1日目から無制限	日額 5,000円	—	—
『がん』で手術 ※11	診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	25万円	—	—
『がん』で放射線治療 ※11 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	25万円	—	—
死亡・重度の障がい 1級・2級と、3級の一部 ※5		10万円	—	—

※11 がん発症日から180日以内に再入院は、1回の入院とみなして入院共済金をお支払いします。

### 個人賠償 プラス

加入できる方 健康状態にかかわらず、こくみん共済の各タイプに組み合わせて加入できます。

月々の掛金 ▶ **200円**

保障内容	保障期間	基本となるタイプの契約終了日まで保障
個人賠償 法律上の損害賠償責任を負ったとき (国内のみ)		最高3億円
対人人身事故の賠償 死亡させたとき		10万円
対人人身事故の賠償 10日以上入院させたとき		2万円
対人人身事故の賠償 謝罪等をしたとき		3,000円

★ 被共済者の範囲 ※12 損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方となります。1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。

(1) 主たる被共済者(=基本となるタイプの被共済者) (2) 主たる被共済者の配偶者 (3) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 (4) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の兄弟姉妹 (5) 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無効行為を監督する親族(被共済者が責任無効行為者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含まれます)

● 個人賠償 プラスは、住まいる共済の特約(個人賠償責任共済)と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会および他保険等と同様の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

### こくみん共済【加入申込書記入例】 申込書の太枠内すべてにご記入・押印ください。

同封の申込書でお申し込みいただけます。

申込内容

保障タイプ(加入できる方)	月々の掛金	保障期間	特約
総合 保障タイプ	1,800円	満18歳～最高満64歳	先進医療
医療 保障タイプ	2,300円	満18歳～最高満64歳	先進医療
終身医療 保障タイプ	1,400円	満15歳～最高満80歳	先進医療
シニア医療 保障タイプ	2,000円	満65歳～最高満69歳	先進医療
シニア総合 保障タイプ	2,000円	満65歳～最高満69歳	先進医療
がん保障 プラス	1,400円	満18歳～最高満49歳	がん保障
個人賠償 プラス	200円	健康状態にかかわらず	個人賠償
傷害 タイプ	1,000円	健康状態にかかわらず	傷害
こども 保障タイプ	1,200円	0歳～満17歳	こども

※出資金や掛金(口座振替)の振替方法は、ご届稿へ記載ができれば大丈夫です。

不慮の事故等とは「当会所定の感染症」を含みます。● 事故による入院・手術・放射線治療・先進医療は事故の日から180日以内に開始された入院および受けた手術・放射線治療・先進医療が対象です。

● 病気による入院共済金・手術共済金・放射線治療共済金および先進医療共済金は、発症日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術等を受けたときにはお支払いできません(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く)。

● 病気による入院共済金、入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院したのち、退院日の翌日から180日以内にその入院と同一の原因により再入院した場合は、これらの入院は1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。

● 同一の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。

● 同一の不慮の事故(1)部位・症状が部位・症状別支払倍率表の倍率に複数該当するときは、それらの倍率の最も高い倍率を適用し、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。

● 個人賠償 プラスは基本となるタイプが契約終了となるまで契約が継続します。

● 個人賠償 プラスの保障には、対人人身賠償のほかに、損害拡大防止費用、裁判に要した費用等もあります。また、一定の条件を満たした場合には、示談交渉サービスをご利用いただけます。詳しくは当会までお問い合わせください。

● 国外へ退院されている方は、ご加入いただけない場合があります。

● 契約の際は【各タイプ保障内容の注意事項】、【契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)】を必ずご覧ください。

お見積り・お申し込み資料請求はコチラ!

さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障

# 住まいる共済

火災共済・自然災害共済  
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

**契約件数 385 万件**  
2025年5月時点

**備活** 応援 **住まいる共済の魅力**  
BIKATSU

**掛金は全国一律**

たすけあいの仕組みで、地域にかかわらず、掛金は全国一律です。

**風水害・地震にも安心**

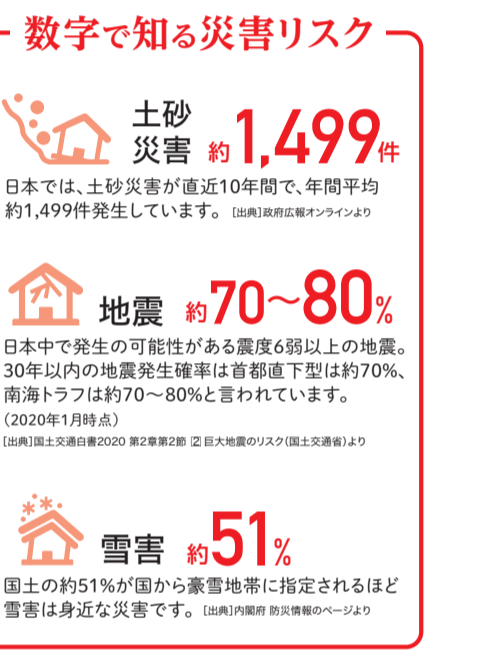
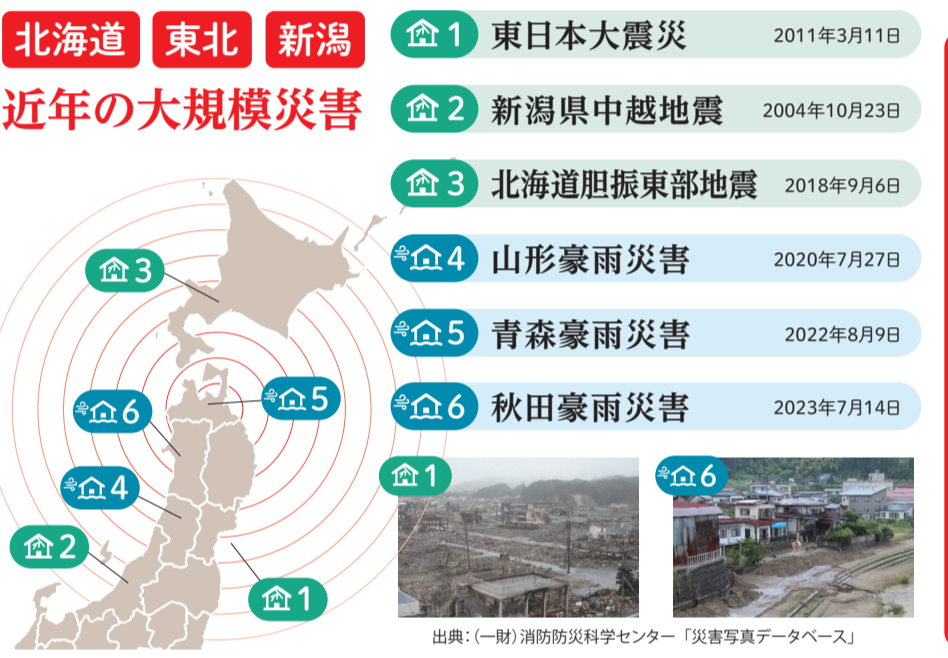
風水害や地震によるさまざまな被害を、損害額で保障します。  
※契約共済金額が上限となります。

**築年数にかかわらず**

築年数・使用年数にかかわらず、大切な住まいと家財を保障します。

いつ何時でもやってくる自然災害のリスクに備えを

近年、地震・豪雨・台風などの自然災害が全国各地で相次ぎ、被害も深刻化しています。ご自身の保障内容を今一度見直す機会としていただければ幸いです。



東日本大震災から15年  
特設サイトはこちら

**加入例** 持ち家 **住宅・家財の保障** 火災共済 + 自然災害共済 **ベーシック** に300口加入した場合(住宅200口+家財100口)

火災の場合	風水害・雪害の場合	地震の場合
最高保障額 <b>3,000万円</b>	最高保障額 <b>3,000万円</b>	最高保障額 <b>900万円</b>
木造構造 月払掛金 <b>6,600円</b> 年払掛金 <b>78,000円</b>	鉄骨・耐火構造 月払掛金 <b>4,200円</b> 年払掛金 <b>49,500円</b>	マンション構造 月払掛金 <b>3,300円</b> 年払掛金 <b>36,000円</b>

※風水害保障ありタイプの場合

頻発する自然災害に保障の備えを!

**地震による火災への備え**

(例)地震により建物が全焼した場合  
(全焼:住宅の損壊率70%以上の場合)

火災共済のみ加入の場合 **保障されません**  
自然災害共済【ベーシック】を付帯していた場合 **1,440万円**

**台風や竜巻など暴風への備え**

(例)台風・風害による住宅の被害  
(一部損:建物の損壊額98万円)

火災共済のみ加入の場合 **338,100円**  
自然災害共済【ベーシック】を付帯していた場合 **1,024,100円**

**線状降水帯など豪雨への備え**

(例)豪雨による床上浸水

半損:建物の損壊額	812万円
家財の損壊額	980万円
合計損壊額	1,792万円

火災共済のみ加入の場合 **172.5万円**  
自然災害共済【ベーシック】を付帯していた場合 **1,814.5万円**

**WEBでのお見積り・お申し込み・資料請求はコチラから!**

**P.6の見積依頼書でもお見積りできます**

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

**契約件数 226 万件**  
2025年5月時点

**備活** 応援 **マイカー共済の魅力**  
BIKATSU

**安全運転を応援**

最大22等級・65%割引はマイカー共済オリジナル!

**豊富な割引制度**

割引率9%の運転者本人限定特約の他にも、条件に応じた割引が充実。

**広い補償範囲**

衝突はもちろん、自然災害・盗難・あて逃げまで補償します。

安心のサポートと充実の補償を手頃な掛金で

ご自身や同乗者の補償・相手方への賠償までしっかりカバー!

基本補償	お車の補償	弁護士報酬や訴訟費用をサポート
ご自身や同乗者のけがの補償 <b>人身傷害補償</b> (被共済者1名につき) <b>最高5,000万円</b>	相手方へのけがの賠償 <b>対人賠償</b> <b>無制限</b>	相手方への車や物の賠償 <b>対物賠償</b> <b>無制限</b>
	衝突や火災、台風、盗難などの損害を補償 <b>車両損害補償</b> <b>一般補償</b> (自己負担額10万円・付随諸費用補償つき)	<b>弁護士費用等補償特約</b> (おすすめ特約) 交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼が必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。 ※補償を受ける場合は、あらかじめ当会の同意が必要となります。

愛車の補償はたとえば**20等級**でこの掛金!(掛金例)

【補償内容】(基本補償)人身傷害補償/最高5,000万円 対人賠償/対物賠償/無制限 (お車の補償)車両損害補償/一般補償 自己負担額:10万円(付随諸費用補償つき)  
※全損事故や盗難で被共済自動車を使用不能となったときの代車費用/遠隔地で事故にあったときの修理運搬費用/車両引取費用/代替交通費用/事故や盗難により発生した身の回りの品の損害を補償します。

セダン (トヨタ) プリウス の場合	軽自動車 (スズキ) スペースシア の場合	ミニバン (ニッサン) セレナ の場合
月払掛金 ●基本補償のみ <b>1,750円</b> ●お車の補償を付帯した場合 <b>3,740円</b>	月払掛金 ●基本補償のみ <b>1,370円</b> ●お車の補償を付帯した場合 <b>2,480円</b>	月払掛金 ●基本補償のみ <b>1,600円</b> ●お車の補償を付帯した場合 <b>3,340円</b>
算出条件 ●型式:6AA-MX1H60 ●型式発売年月:R5年1月 ●初度登録年月:R6年1月 ●型式別掛金クラス:対人6,対物6,人傷11,車両9 ●車両共済金額:315万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり	算出条件 ●型式:4AA-MK54S ●型式発売年月:R5年11月 ●初度登録年月:R7年7月 ●型式別掛金クラス:対人4,対物2,人傷4,車両6 ●車両共済金額:185万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり	算出条件 ●型式:6AA-SFAC28 ●型式発売年月:R6年11月 ●初度登録年月:R6年12月 ●型式別掛金クラス:対人6,対物7,人傷9,車両8 ●車両共済金額:370万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件:35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり
運転者本人・配偶者限定特約 <b>6%割引</b> ハイブリッド車割引 <b>3%割引</b> 新車割引(普通・小型乗用車) <b>5%割引</b>	運転者本人限定特約 <b>9%割引</b> ハイブリッド車割引 <b>3%割引</b> AEB割引 <b>9%割引</b> 新車割引(軽自動車) <b>4%割引</b>	運転者本人・配偶者限定特約 <b>6%割引</b> ハイブリッド車割引 <b>3%割引</b> AEB割引 <b>9%割引</b> 新車割引(普通・小型乗用車) <b>7%割引</b>

※掛金は算出条件によって異なります。※上記は2026年4月時点において、2026年7月1日を効力開始日として試算しているため、試算日によっては型式別掛金クラスの変動などにより、実際の掛金と異なる場合があります。※掛金の払込方法は年払いまたは月払いが選択いただけます。※現在ご加入の保険・共済の適用等級や過去の事故履歴等によって、お見積りもいただいてもご契約をお引き受けできない場合やご希望条件でご加入できない場合があります。※車両補償は3種類ござい、それぞれ補償内容が異なりますので、詳しくは「くみん共済 coop」までお問い合わせください。※AEB割引は「車台番号」と「型式発売年月」をもとに適用しています。●このチラシに記載している内容は共済商品・補償内容の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

カーライフを安心サポート!

**事故対応**

24時間**365日**対応!

**ロードサービス**

現場での30分以内の**路上クイックサービスが無料!**

**修理対応**

全国約**1,200カ所**の指定整備工場!

お近くの**マイカー共済代理店工場**でも加入受付できます。

**WEBでのお見積り・お申し込み・資料請求はコチラから!**

**P.6の見積依頼書でもお見積りできます**

**ご契約の発効日について 郵送加入の場合(初回掛金口座振替)**

**こくみん共済 coop が加入を承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始(発効)します。**

申込書の受付日(消印) → 契約の発効日(保障の開始日)

毎月1日～月末日 → 翌々月1日

例) 2026年7月10日 例) 2026年9月1日

※指定の口座から初回掛金の振替ができたこととは、申込はなかつたこととなります。※受付日より、口座振替の処理が開始されない場合は翌月1日掛金をまとめて口座振替でさせていただきますので、ご了承ください。※共済契約締結は、申込書受付から3週間程度でお届けします。

**こくみん共済**

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済  
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

**ご契約のてびき**

下記のご事項をご確認のうえ、お申し込みください。

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を重要事項・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(https://www.zenrosai.coop/tebiki.html)よりご参照いただけますが、当会までお問い合わせください。

■共済商品名と該当する事業規約・細則	共済商品名	事業規約・細則
医療賠償タイプ、総合保障タイプ、医療保障60歳タイプ、総合保障60歳タイプ、がん保険プラス	個人定期生命共済	
こども保障タイプ	こども定期生命共済	
シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ	熟年定期生命共済	
傷害タイプ、傷害60歳タイプ	傷害共済	
個人賠償プラス	個人賠償責任共済	
終身医療保障タイプ	終身生命共済	

**契約概要**

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

**契約者について** 出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方を行います。

**被共済者になることができる方** 1. 契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるなど程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方が内縁の届け出をしている配偶者がいる場合は除きます。(以下同じです。)\*内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願ひしています。2. 生計を一にする、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹およびその配偶者(婿・婦)\*生計を一にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。\*個人賠償プラス、携行品損害共済金においては、被共済者は共済金請求ができる方のご指定となります。個人賠償プラスの保障対象となる被共済者の範囲はP.2の個人賠償プラスを参照ください。\*ご加入の際は申込書に記載されている質問表へのご回答が必要です。(加入申込書(申込書)および質問表の記入について)をご覧ください。

**商品のしこみ** タイプごとにご指定する年齢・保障内容は異なります。詳しくは「こくみん共済のページ」を参照ください。

**共済掛金(掛金)の払込方法について** 掛金の払込方法は、月払いになります。初回掛金の払込方法については、「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

**共済期間と共済契約(契約)の継続(自動更新・年齢満了時の手続き、自動移行について)** 共済期間は1年です。契約は共済商品タイプごとに定める更新期で更新できます。同じタイプ(60歳以上)は同じ掛金額のプラン、保障内容は変わります。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。※終身医療保障タイプの共済期間は終身です(更新はありません)。2. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約の共済期間は10年(自動更新により1年連続)です。3. こども保障タイプにご加入の場合(1)共済期間は1年です。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。満17歳時の更新には共済期間(1年)の終了に伴い、契約が満了します。(2)契約満了時には引き続き加入できるタイプ(保障内容・掛金が異なります)をご案内します。お手続きが必要です。(3)契約満了日までにお手続きがなかった場合には、医療賠償タイプ(1口)に自動的に移行(自動移行)します。※組み合わせた加入しているタイプによっては、こども保障タイプが自動移行せず契約満了日で終了となる場合があります。※今後の制度改定により、自動移行先のタイプが変更となる場合があります。※更新年齢とは更新後契約の発効日における被共済者の満年齢をいいます。※事業規約・細則の改正がある場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります。【規約・細則の変更について】をご覧ください。

**契約できる限度について** 1. 1人の被共済者が同じタイプには複数加入できません。2. 当会の他の共済商品(個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプ)にすでに加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは当会までお問い合わせください。3. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約は、個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプと連動して、被共済者1人につき1契約です。※一部の職業に従事している方【次項「一部のご職業について」で、ご確認ください】の加入額を制限することがあります。

**一部のご職業について** 1. 保障開始日において次の職業に従事している方は、被共済者となることができません。(1)力士、拳闘家、プロレスラー、経営者、その他これらに類する職業(2)テスト・プロット、テストドライバー、その他これらに類する職業※加入後にこれらの職業に従事した場合には、これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときに共済金をお支払いできない場合があります。2. 終身医療保障タイプ「夜衰の①～⑧」の職業に従事している方は、個人定期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプとあわせて加入日5,000円を超えて加入することはできません。3. その他のタイプ「夜衰の①～⑧」の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業である運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・重症化状態別傷害・災害書庫入院一時金・手術・放射線治療・先進医療共済金をお支払いできません。

①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者 ②漁水、漁師・サルベージ、その他これらに類する職業 ③警察官・海上保安官、その他これらに類する職業 ④自衛官(防衛大学校生を含みます) ⑤坑内・隧道内作業に従事される方 ⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員、⑦1,000円未満の船舶乗組員 ⑧ハイパー・タクシー運転手

**割り戻し金について** 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。ただし、終身医療保障タイプに対する割り戻し金は利息をつけて戻す置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとずきお支払いすることもできます。

**共済金受取人について** 1. 共済金受取人は契約者です。2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。(1)契約者の配偶者(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父おおよび兄弟姉妹(その収入により生計を維持していた)とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。(以下同じです)(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父おおよび兄弟姉妹

(4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父おおよび兄弟姉妹(5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父おおよび兄弟姉妹※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位またはは順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。3. 扶養者死亡共済金、携行品損害共済金の共済金受取人は、被共済者です。4. 個人賠償プラスの共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

**携行品損害について** 1. 損害の額は、当該時価額です。2. 2次被害に当てはまるものについては、携行品損害の対象となりません。(一部破損)

有価証券、貴金属、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ など

**共済金を減額してお支払いする場合** 事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により被害が重大となったときは、その影響があった場合に相当する共済金の額を減額してお支払いします。1. 当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響 2. 当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

**共済金支払いの分割・繰り延べ・削減** 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関する共済金・携行品に関する共済金は免責となり、ご支払いできません)。

**注意喚起情報**

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項、不利益になる事項等をご記載しています。

**クーリングオフについて** 申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。※書面による場合は、共済契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

**加入申込書(申込書)および質問表の記入について** 1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等について)の質問欄については正確にお答えいただけたかどうか、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約内容をよく理解し、内容を記入しお申し込みを、報告させていただきます。2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするかどうかを決定します。その結果は申込日(消印)の翌日午前帯時までに、3. 申込者(契約者)が申込書の「結成は申込日に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(消印)の記入がなかった場合は、申込書の受付日(以下同じ)で、共済金を支払われ(告知日)とします。①当会窓口: 当会の窓口受付日 ②金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日 ③郵送・消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判断不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

**契約の成立と効力の発生について** (当会が加入を承諾した)場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。1. 申込日より同時に初回掛金を払い込む場合 契約の効力は初回掛金の払い込みの日(翌日午前帯時)から発生(発効)します。※申込書の提出から初回掛金の払込日より遅くなった場合は、申込書の申込日(消印日)の翌日午前帯時からの発生を開始します。※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヶ月以内に、当会窓口あるいは当会が指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヶ月を過ぎますと、契約が無効となり、再度お申し込みいただくこととなります。2. 口座振替(口座)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入) 契約の効力は「申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前帯時」から発生(発効)します。\*ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかつたこととなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

**2回目以降の掛金(払込)と払込滞り期間・契約の失効** 1. 口座振替(口座)は、当会が指定した振替者にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末	左記以外の場合	当月の月末
-------------	-------	---------	-------

2. 払込期日の翌日から3ヶ月の払込滞り期間があります。払込滞り期間内に掛金を払い込まない場合は、契約は失効します(契約はなくなり、共済金等も請求できません)。

**共済金を確実に請求するための(代理請求について)** 契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(指定代理請求人)となります。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定した代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(代理請求制度)となります。

**共済金をお支払いできない主な場合** 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

1. すべての共済金 (1) 被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス、携行品損害共済金を除きます) (2) 被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3) 契約が解除された場合 (4) 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など

2. 死亡・重度障がいによる共済金 (1) 発効日(増額分は更新日、以下同じ)から1年以内の自殺・自殺幇助 (2) 発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

3. 不慮の事故を原因とする共済金 (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の精神障がいまたは泥酔・疾病に起因して生じた事故 (3) 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4) 原因がわからない場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (5) 一部の職業において、業務中の事故【「一部のご職業について」をご覧ください】 など

4. 交通事故を原因とする共済金 (1) 3.の(1)～(5) (2) 道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4) 駐車中の事故 など

5. 病気を原因とする共済金 (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3) 原因がわからない場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4) 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院・手術・放射線治療および先進医療 (5) 発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術・放射線治療および先進医療(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く) など

6. 手術・放射線治療に関わる共済金 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非視覚的整復術、非視覚的整復手術および非視覚的動揺術、技術手術、診療報酬点数数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など

7. 携行品損害共済金 (1) 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得する目的がなかった場合は除く) (3) 共済の目的とする携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 など

8. 賠償責任に関わる共済金 (1) 被共済者の範囲に含まれない親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任 (2) 暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3) 職務行為に起因する損害賠償責任 (4) 被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物とは不動産を含みます) (5) 心身喪失に起因する損害賠償責任 (6) 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

※次の(1)～(5)については、共済金は重複して支払いません。(1) 交通事故損害共済金(重度障がいのみ)と災害災害共済金(2) 災害損害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (3) 災害災害損害共済金と災害通院共済金 (4) 重度障害共済金と死亡共済金 (5) 原因の異なる入院が重複する期間の共済金

**規約・細則の変更について** 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の事項)を他の事項となく修正する(事項)により更新・移行します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページに掲載その他の方法により周知します。

**個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障の重なりについて** 当会および当会以外の「ご契約」ですらに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故につき、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは共済金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの「ご契約」からの違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれ保障額を合算した額となります(それぞれの「ご契約」から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

**契約の無効について** 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1. 被共済者が発効日よりすでに死亡しているとき 2. 被共済者が発効日または更新日に「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって「契約の締結をしたとき」8. 基本となるタイプが契約の発効日または更新日において無効であるとき9. がん保障プラス、個人賠償プラス 9. 被共済者によって終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している場合に新たに先進医療特約の締結をしたとき当該特約※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(7.の契約が消失します)。

**詐欺等による契約の取り消しについて** 契約者、被共済者(個人賠償プラスの場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、またはは行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人(個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じ)で、共済金を支払われ(告知日)とすることを目的として、支払事由が発生させ、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と反社会的に非難されるべき関係を有しているとき認められるとき \*「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でない方)を含む1年以上5年を経過しない人を含みます。以下同じです。\*暴力団員構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を有する者を含む。 \*2.反社会的に非難されるべき関係とは、反社会的勢力に対する勧業等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等、共済金受取人が法人であるときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与しているとき認められること等をいいます。4. 他の契約との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に即する状態がもたらされるおそれがあると認められたとき 5. 前記1～4.までのいずれかに該当する場合、当会と契約者が損なわれ、当会が、契約の効力を不当と判断したとき 6. 契約者は被共済者(個人賠償プラスは、主たる被共済者)が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げるとともに、契約の効力または更新前の契約(告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約)または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※前記3.の事由のみ該当した場合に、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

**契約の消滅について** 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。1. 被共済者が死亡したとき※被共済者が死亡した場合は当会へご連絡ください。2. 被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金が支払われたとき

**被共済者による契約の解除請求について** 被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることがあります(個人賠償プラスを除きます)。

**掛金の生命保険料控除について** こくみん共済の掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。※傷害タイプ、傷害60歳タイプ、個人賠償プラスは、掛金全額が控除の対象になりません。

**契約内容に関する届け出について** 契約者(4.は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡ください。共済金をお支払いできない場合があります。1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます) 2. 契約者の住所を変更したとき 3. 続病が起きた場合と 4. 更新者が死亡したとき

**解約と解約返戻金について** 1. 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。※がん保障プラス、個人賠償プラスは組み合わせて加入している基本となるタイプが、終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、あわせて終了となります。2. 終身医療保障タイプ できる限り払い掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ(0円)とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。3. その他のタイプ 解約返戻金はありません。

**お客さまに関する個人情報の取り扱いについて** 組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人からご確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は【「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)】にもとづく適切に取り扱います。共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報等、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社等と、本契約に関する個人情報共同利用することがあります。※個人情報取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

**ご契約者の皆さまへ** 「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省各に定められている共済契約準備金をこえる充分な積立立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めたいとともに、情報開示を積極的に行っています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を選択し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性を確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

**苦情のお申し出先** こくみん共済 coop お客様相談室

☎0120-603-180 (受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く))

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。 ※受付時間は変更となる場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

**新しく組合員になれる方へ(出資金について)**

「こくみん共済 coop」は消費生活同組合連合会にもとづく、非営利で共済事業を営む生活同組合連合会です。生活同組合とは、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活同組合の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要で、す(生活同組合連合会運営のために1口(1,000円)以上の出資をお願ひしています)。

**WEB専用商品**

すべてスマホで完結!

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済

シンプルという最適解。今を生きるわたしの保障。

1年定期生命医療共済